

令和5年度港区特別支援学校給食費補助金のお知らせ

港区では、都立特別支援学校の小学部又は中学部に通う児童生徒の保護者（港区在住）の教育費の負担を軽減し、教育環境の充実を図るため、給食費自己負担額相当額を補助金として交付します。補助金の交付を受けるためには申請が必要です。ご希望の方は、以下のとおりご申請ください（他の制度で給食費全額の給付を受けている場合は、対象外です）。

1	対象者
---	-----

以下の（1）～（3）すべてに当てはまる保護者の方が対象となります。

- （1）お子様・保護者の方ともに、港区に住民登録があること。
- （2）お子様が、令和5年度に東京都立特別支援学校の小学部又は中学部に在籍していること。
- （3）東京都就学奨励事業・生活保護など他の事業により給食費全額の補助を受けていないこと。

※ 所得制限はありません。

2	補助金額
---	------

令和5年9月1日から令和6年3月31日までの間の給食費自己負担額相当額を交付します。

※ 他の制度により給食費の補助・免除を受けている方は、その内容に応じ補助金額を調整します。

※ 身体的その他事由により、給食に代わり弁当持参している場合は、お問い合わせください。

3	申請受付期間
---	--------

令和6年1月31日（水）～令和6年2月29日（木）

※ 申請受付期間以降に交付対象になった場合は、お問い合わせください。

4	申請の流れ
---	-------

（1）申請書の受け取り

本制度対象となる方へ、港区教育委員会が申請書一式を送付します。

（2）申請手続き

下記の書類を港区教育委員会事務局学務課保健給食係に郵送またはご持参ください。

申請書は、【記入例】を参考にご記入ください。

【必須】① 令和5年度港区特別支援学校給食費補助金交付申請書

② 申請者の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、旅券等）の写し

③ 振込先口座が確認できる書類（通帳の該当ページ等）の写し

④ 東京都就学奨励事業の支弁区分決定通知書の写し

【該当者のみ】

⑤ 他の補助金等により給食費の一部補助を受けた場合、給付内容が確認できる書類の写し

※ 申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに港区教育委員会へ変更届にて届け出てください。

(3) 申請書受付

港区教育委員会が申請書を受け取り、申請書類の内容等の審査を行います。

(4) 補助金の交付決定

交付決定通知書を送付します。

(5) 補助金額の確定・請求

交付額決定通知書を送付します。

あわせて請求書を同封しますので、港区教育委員会へご返送ください。

※(1) 申請時の振込先口座から変更したい場合は、変更届にて届け出てください。

(6) 補助金の交付

保護者名義の銀行口座に、一括して振り込みます。

年度途中で転入・転出した場合は、補助金額の調整（一部返還を含む）をします。

5	その他
----------	------------

申請書等については、ホームページからダウンロードできます。

URLは、<https://www.city.minato.tokyo.jp/hokenkyushoku/kodomo/gakko/kyushoku/hojokin2.html>

二次元バーコードからもご覧いただけます。⇒



6	問合せ・提出先
----------	----------------

港区教育委員会事務局 学校教育部 学務課保健給食係

〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号

電話 03 (3578) 2735~2737

受付時間 8:30~17:15 (土・日曜日、祝日を除く)